

# 参議院議員通常選挙が実施されます

**投票日** 7月21日(日) **投票時間** 午前7時～午後7時  
**※期日前投票は7月20日(土)まで**

▽問い合わせ先 選挙管理委員会事務局(☎内線168)

第25回参議院議員通常選挙が、7月21日に実施されます(公示日は7月4日)。これからの国政の方向を決める大切な選挙です。候補者や政党などの政見を確かめ、よく考えて、棄権せずに投票しましょう。

## 投票できる人

今回の選挙で投票できるのは、次の要件を満たしている人です。

- ・年齢要件 平成13年7月22日以前に生まれた人
- ・住所要件 市内に3カ月以上居住し、平成31年4月3日以前に住民基本台帳に登録されている人
- ※令和元年6月24日以降に市内転居をした人は、旧住所地の投票所で投票することになります。
- ◎他市町村から転入した人は平成31年4月4日以降に他

の市町村から大船渡市に転入した人は、旧住所地に選挙権がありますので、次のいずれかの方法で投票ができます。

- ①投票日当日に、旧住所地の投票所で投票する。
- ②投票日前に、旧住所地の期日前投票所で期日前投票をする。
- ③旧住所地の選挙管理委員会に不在者投票の請求手続きをして、大船渡市で不在者投票をする。

◎就学のため市外に居住している学生の投票は

投票できる人が記載される「選挙人名簿」に登録されるためには、転入の届け出をした日から引き続き3カ月以上その市区町村の住民基本台帳に登録され、かつ実際に居住している必要があります。

大船渡市に住民登録したまま就学のため市外に居住している学生は、大船渡市の選挙

人名簿に登録されたままとなつていきますので入場券が届きません。

しかし、実際に居住していないため、市の選挙人名簿に登録されるべきでなかった者と判断され、投票することができません。

## 投票時間と投票所

投票時間は、市内全投票所で午前7時から午後7時までです。

投票所は、6ページの表のとおり、市内40カ所に設置します。有権者の皆さんの投票区と投票所は、世帯ごとに郵送される入場券に記載しています。

入場券が届かない場合や、投票所の場所が分からない場合は、問い合わせください。

※第12投票区の投票所は、新築された赤崎地区公民館に変更となりますので、ご注意ください。

意ください(以前は漁村センター)。

## 入場券を忘れずに

投票するときは、入場券を持参し、投票所の受付係に提出してください。

入場券を忘れたり、紛失した場合は、受付係にその事を伝え、再発行の手続きをしてください。

## 投票の方法

はじめに、岩手県選出議員選挙の投票を行います(投票は自書式)。薄い黄色の投票用紙に候補者の氏名を記入して投票してください。

次に、比例代表選出議員選挙の投票を行います(投票は自書式)。白色の投票用紙に、候補者の氏名または政党名のどちらか一方を記入して投票してください。

2人以上の氏名を書いたり、落書きをすると無効票となります。

## 比例代表選挙の「特定枠」の導入

今回の参議院議員通常選挙から、比例代表選出議員選挙に特定枠制度が導入されます。

この制度は、全国的な支持基盤を有するとはいえないが、政党などがその役割を果たす上で必要な人を当選しやすくすることが、この制度の趣旨とされています。

特定枠の候補者は、他の名簿登載者より優先的に当選となり、他の名簿登載者は得票数の順に当選となります。なお、特定枠内では名簿記載順に当選となります。

投票は今までどおり、候補者の氏名または政党名のどちらか一方を記入しますが、特定枠の候補者名で記入した場合は、政党への投票とみなされます。

## 代理投票と点字投票

自分で投票用紙に書くことができない人は、代理記載による「代理投票」ができます。また、目の不自由な人は、「点字投票」ができます。

代理投票や点字投票を希望する人は、投票補助者が投票を手伝いますので、投票所の係員に申し出てください。

いずれも、投票の秘密は固く守られますので、安心してこの制度を利用ください。

## 期日前投票の投票所・投票時間

投票所	投票期間	投票時間
市役所本庁	7月5日(金)～7月20日(土)	午前8時30分～午後8時
市役所三陸支所 綾里地域振興出張所 吉浜地域振興出張所	7月16日(火)～7月20日(土)	午前8時30分～午後5時15分

※投票できる区域=市内全域

## 期日前投票

投票日に、仕事や旅行などで投票所に行けない人は、期日前投票ができます。

- ①出稼ぎ先、出張先などで不在者投票をする場合  
大船渡市選挙管理委員会に投票用紙などの必要書類を請求し、郵送された投票用紙などを持参し、最寄りの市町村の選挙管理委員会に出向いて投票します。
- ②病院などの不在者投票施設で投票をする場合  
不在者投票施設として指定されている病院などに入院している人は、病院内で不在者投票ができますので、入院している病院などに問い合わせください。
- ③郵便などで不在者投票をする場合  
身体に重度の障害があつて投票所に行けない人は、あらかじめ「郵便等投票証明書」の交付を受けることで、郵便などによる不在者投票ができます。

## 身体障害者手帳の場合

○印のついている部分が該当

障がい名	障がいの程度		
	1級	2級	3級
両下肢、体幹、移動機能	○	○	—
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	○	—	○
肝臓、免疫	○	○	○

対象となる人は次のいずれかに当てはまる人です。

- ・身体障害者手帳が交付されている人または戦傷病者手帳が交付されている人で、一定の基準に当てはまる人
- ・介護保険の被保険者証に要介護状態区分が「要介護5」と記載されている人

## 開票

開票は7月21日(日)の午後8時15分から、市民体育館で行います。

入場受付は午後7時30分から同会場で行いますので、参観を希望する人は係員の指示に従ってください。

## 今回の選挙から

# 比例代表選挙の「特定枠」の導入

が始まります



### 比例代表選挙の候補者名簿

候補者A 候補者B :
優先的に当選人となるべき候補者(特定枠の候補者) 第1位 候補者X 第2位 候補者Y :

### 投票

### 当選順位特定枠○人の場合

第1位 候補者X 第2位 候補者Y :	特定枠記載者を名簿記載の順位のとおり当選人とする
第(○+1)位 候補者A 第(○+2)位 候補者B :	特定枠以外の者について得票数の最も多い順に当選人とする

### 優先的に当選人となるべき候補者

政党などは、候補者のうち一部の人を、優先的に当選人となるべき候補者として、他の候補者と区分して名簿に記載できます(特定枠)。

### 候補者の間における当選順位

特定枠の候補者があるときは、

- ・特定枠に記載された候補者を上位とし、(名簿記載順のとおり当選人とし)
- ・その他の名簿登載者は、得票数の最も多い者から順次定めます。